

農林水産省共通申請サービス(eMAFF)について

～ 行政手続オンライン化に向けた取組 ～

令和2年10月28日

農林水産省

背景と目的

○ 政府全体の動向

平成28年12月：官民データ活用推進基本法成立

平成30年1月：デジタル・ガバメント実行計画（以下「実行計画」）閣議決定

→ 行政サービスの100%デジタル化等のデジタル・ガバメントを推進することが記載

同年6月：「農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画」（以下「中長期計画」）策定

→ 具体的なオンライン化の手法について検討開始

令和元年12月：「デジタル手続法」施行、実行計画改定

令和2年3月：中長期計画改定 → 農林水産省共通申請サービスの構築を明記

食料・農業・農村基本計画改定（閣議決定）→ （同上）

○ 農林水産省の問題意識

- ・ 農業従事者数の減少及び高齢化
- ・ 市町村の農政担当者職員等の減少
- ・ データに基づく経営・行政の必要性



データを十分に活用して、農業者が経営に、自治体等の職員が農業者のサポートに、農林水産省が効果的な政策の企画立案に注力できるようにする必要



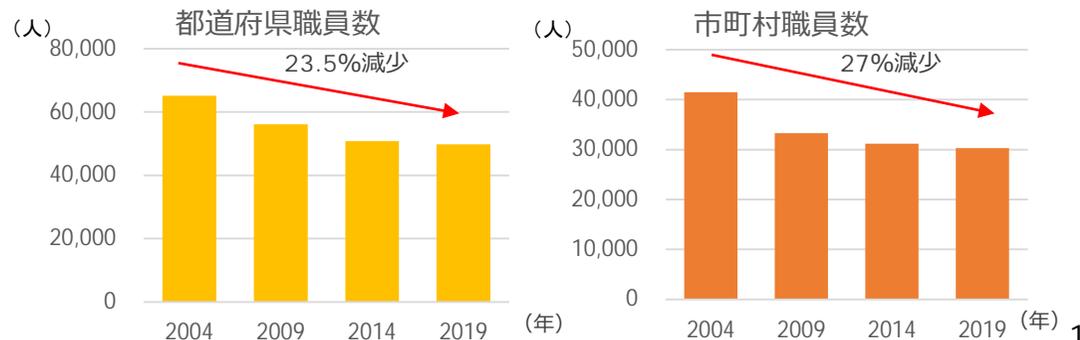
申請手続のオンライン化は、農林水産業を成長産業とするための必要不可欠な手段



資料：農林業センサス及び農業構造動態調査

地方自治体職員数（農林水産分野）の推移

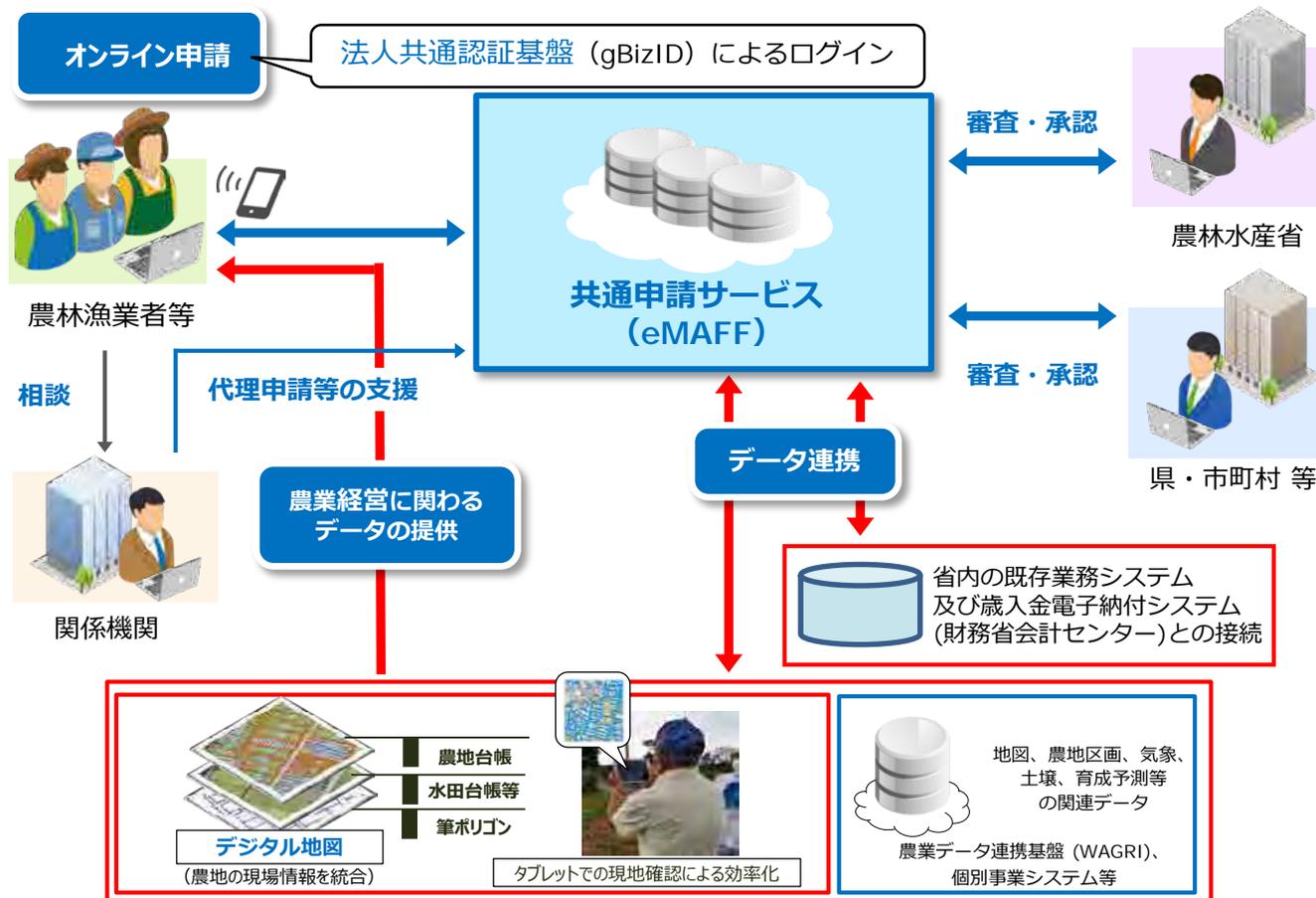
下記グラフと同じ期間で全職員の推移を比較すると11%減少



資料：総務省「地方公共団体定員管理調査結果」から作成。（一部事務管理組合の職員を除いている）

農林水産省共通申請サービス (eMAFF) の仕組み

- 農林水産省所管の法令に基づく手続や補助金・交付金の手続(地方自治体の事務も含む) **3000超を対象**。
- 国に対する手続だけでなく、**地方公共団体で完結する手続も含めた共同基盤**として開発。
- 農林水産行政等のデータを集約し、**データを十分に活用した政策立案を可能にするDB**を構築。
- 端末操作に不慣れな高齢農業者等に配慮し、支援機関による**代理申請の機能**も装備。
- SaaSを採用することで、申請者等に**統一感のあるUI/UX**を提供。
- eMAFFとデジタル地図を合わせ、**現場の農地情報を統合し、一元的に管理できる農林水産省地理情報共通管理システム**開発に本格着手。



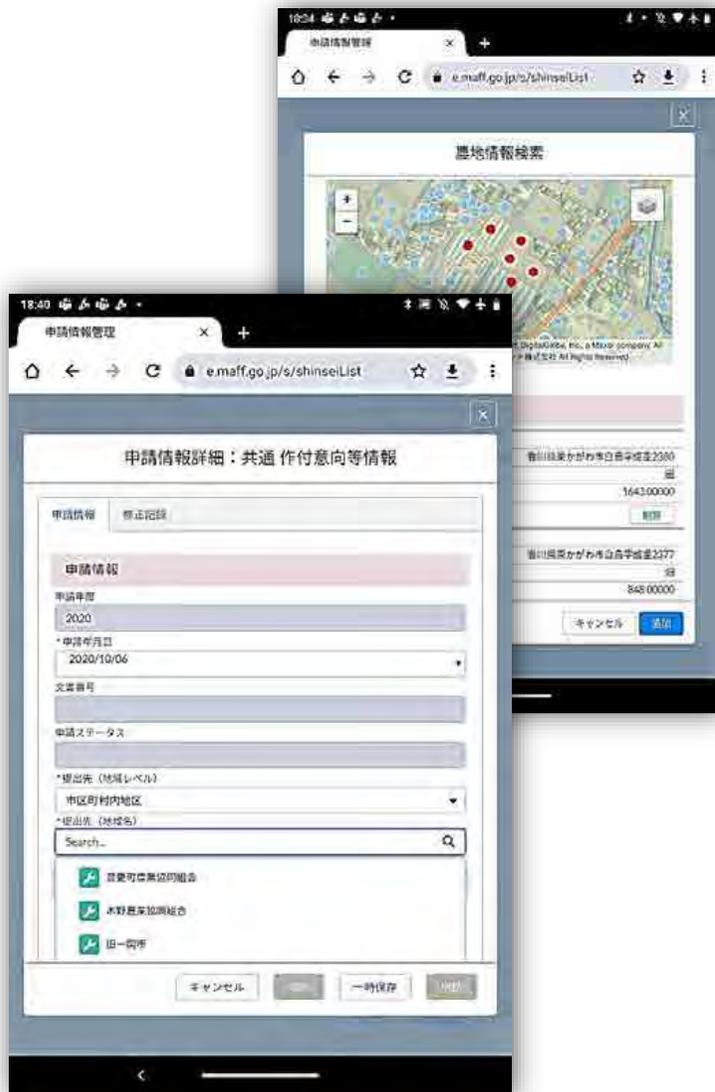
申請者が自身のスマホ、PC等からオンライン申請できる**ワンストップ**はもちろん、ひとつのID/PWで、様々なサービスにログインできる、**シングルサインオン(SSO)**を実現。

紙から電子に変わることによって、一度提出した情報を活用して申請できる、**ワンスオンリー**を実現。

様々なデータを集約し、連携させることにより、**精度の高い分析に基づく政策評価や政策立案**が可能に。

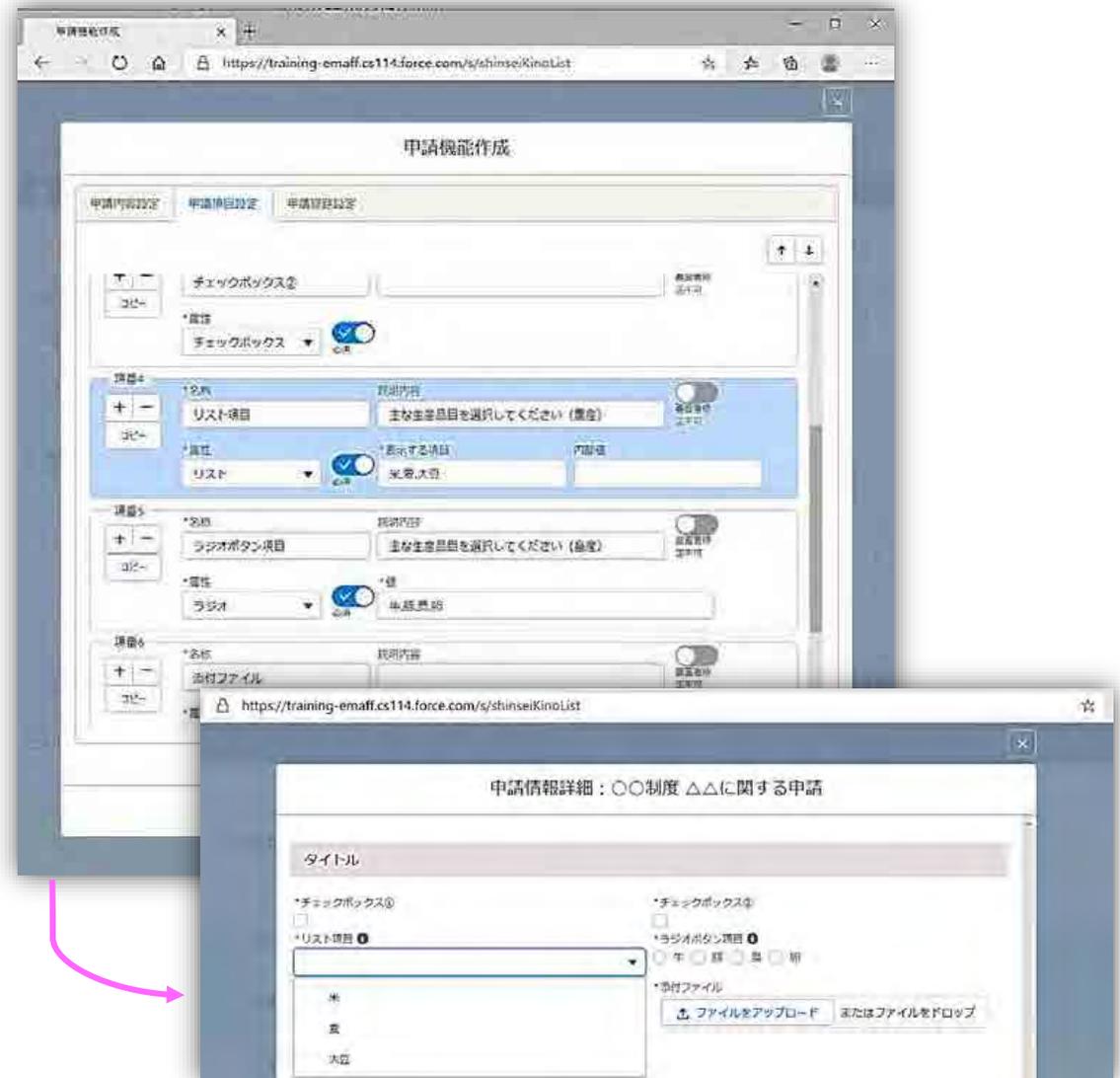
制度担当者が自ら申請画面を構築することで、**開発の手間とコストを削減**。**BPRの契機**にもなる。

eMAFFの申請者側・制度担当者側画面



(申請者側画面の例)

- PC、スマホ・タブレットに対応
- 過去の申請履歴に基づき、自動記入（ワンスオンリー）
- 地図からの直感的な入力も可能に

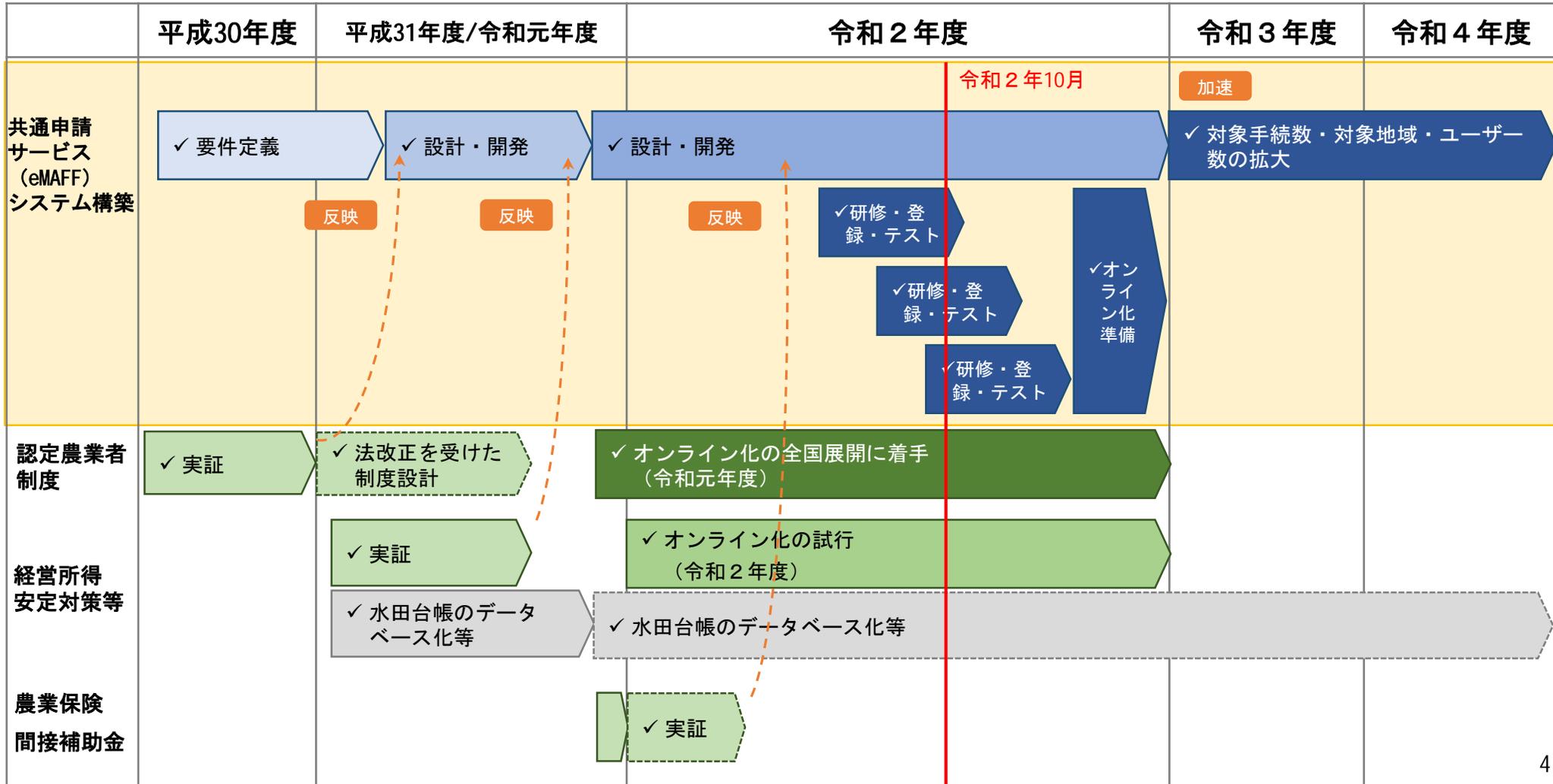


(制度担当者側画面の例)

- 農林水産省職員自らが画面構築を実施
- チェックボックス、リスト、ラジオボタン等の共通パーツを活用
- 職員自ら、職員向け研修動画を作成し、浸透を図る

eMAFFの展開スケジュール

- 約1年間の検討期間を経て、令和元年度から2カ年で設計・開発。
- 2年度から、**地方組織との関連が深い政策**の一部について、**先行的**にオンライン化／実証を実施。
- 3年度から、**3,000**を超える農林水産省に関連する行政手続のオンライン化を本格的に開始。
(一部、令和2年度に前倒し実施。)
- **4年度**にオンライン化率**100%**、**令和7年度**にオンライン利用率**60%**を目指す。



【参考1】先行してオンライン化の実証を行っている行政手続の概要

認定農業者制度

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営の改善を計画的に進めようとする者を市町村等が認定し、農用地の利用集積その他の経営基盤の強化を促進する措置を講ずる。

申請者は、5年後の目標とその達成のための取組内容を記載した経営改善計画とともに市町村（又は都道府県・国）へ申請を行い、市町村等が認定を行う。

認定農業者として認定を受けた者は、融農業経営基盤強化資金による金利負担の軽減や、農業者年金の保険料支援を受けることが可能となる。

経営所得安定対策・水田活用交付金

経営所得安定対策のうち畑作物の直接支払交付金（いわゆるゲタ対策）は、麦や大豆等の対象となる畑作物を生産した面積又は数量に応じて、生産者に交付金を交付する制度。

経営所得安定対策のうち米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（いわゆるナラシ対策）は、米や畑作物等の対象作物の生産者の収入が過去の標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補填する制度。

水田活用交付金は、水田を利用して麦や大豆、加工用米、飼料用米等の戦略作物を作付けした面積に応じて、生産者に交付金を交付する制度。作付面積は水田台帳に基づき計算され、その主たる事務は地域農業再生協議会が担う。

農業保険（収入保険・農業共済）

加入した農業者が一定の保険料を支払うことで、当該年度に発生した自然災害や市場価格の変動、けがや病気等、農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償する。保険料は、収入保険であれば全国農業共済組合連合会、農業共済であれば地域の農業共済組合から支払われる。

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）

消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地や担い手の発展の状況に応じて必要となる集出荷施設等の産地の基幹施設の整備を支援する。国が採択した後、補助金は県・市町村経由で事業実施主体に交付される。

森林環境保全整備事業

森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う、間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設等を支援する。国が採択した後、補助金は県経由で事業実施主体に交付される。

【参考2-1】eMAFFと「デジタル地図」を活用した農地情報の管理・活用

- 農業委員会や地域農業再生協議会、農業共済組合が保有する農地情報は、機関ごとにバラバラに収集・管理されているのが現状（情報のサイロ化）。このため、
 - ① 農業者は、農地情報をはじめとする申請に必要な情報を、各実施機関に都度申告しなければならず、
 - ② 農地情報が縦割りで収集・蓄積され、異なるデータベースで管理されており、
 - ③ 突合作業も十分行われなことから、それぞれの実施機関が保有する農地情報に整合性がないケースも存在。
- 今後、発展著しいデジタル技術や農林水産省共通申請サービス、筆ポリゴン等を活用して、「デジタル地図」による一元的な農地情報の管理・活用を実現していく。令和4年度からの運用開始を目指し、運用ルールや必要な予算要求などを検討。

「デジタル地図」を活用した農地情報の管理に関する検討会とりまとめ概要

要素技術

- ・ 全国3,000万筆の筆ポリゴン（農地の区画情報）
- ・ 人工衛星画像等の地理空間情報関連技術、
- ・ クラウド等のデータベース関連技術及び権限に応じた閲覧・編集を可能とする認証基盤（IdP）、
- ・ 申請者が自身のPCやスマートフォン等からいつでも容易に申請可能となる農林水産省共通申請サービス等の要素技術が利用可能。

今後の農地情報管理の方向性

- ・ 筆ポリゴンをベースに、多様なデジタル技術も活用しつつ農林水産省共通申請サービスを通じて、農地に関する情報を紐づけた地図（デジタル地図）により、農地情報を一元的に管理し
 - ① オンライン申請となり、窓口の一本化（ワンストップ）、既入力情報の省略（ワンスオンリー）等で農業者等の利便性が向上。
 - ② デジタル地図による農地情報の一元化により、各データベースの更新や整合性の確保が容易化。
 - ③ タブレット端末等により、効率的に現地確認を行うこと等により、実施機関の管理業務が大幅に合理化。
- ・ 将来的には、①自動運転、衛星測位システム及びドローン等への活用、②衛星画像等による現地確認、災害状況把握、③人・農地プランや土地改良事業に関する正確な把握等への活用等が可能。

デジタル地図のシステム要件

- ・ システム構築、運用に当たっては、利便性・汎用性、相互運用性、信頼性、継続性、拡張性、柔軟性及び堅牢性・可用性を確保することが重要。

- ・ システム実装方針は、①農林水産省共通申請サービス内に農地GISである「デジタル地図」を構築、運用管理、②筆ポリゴンをベースとした各種農地情報の紐づけ、③LGWAN回線とインターネット回線のハイブリッド方式、④IdPによるシングルサインオン、権限に基づいた閲覧・編集、ネットワーク分離に依存しないセキュリティの確保、⑤様々な主体によるデータ管理・更新。

今後の取組事項

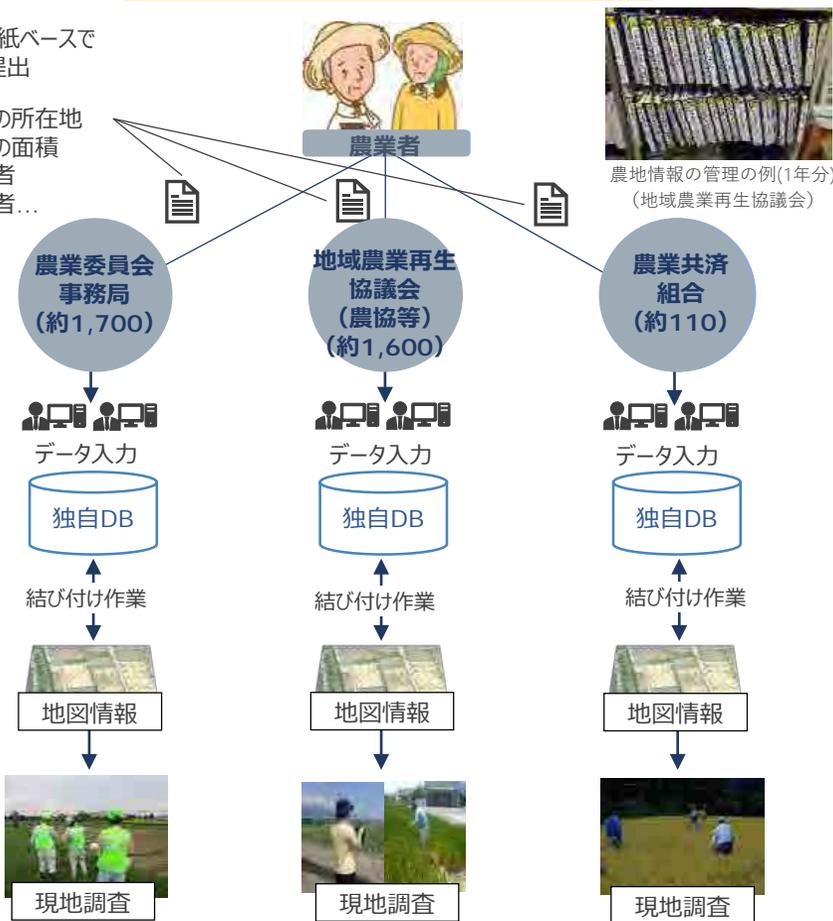
- ・ 農林水産省共通申請サービス上で地理情報システムと申請データを結びつけるシステムの更改等を順次実施するとともに、各実施機関の個別システムへの当面の対応と農地情報一元化の効果的活用に向けた概念実証（PoC）を実施。

【参考2-2】eMAFFとデジタル地図を活用した農地情報の一元的管理

農地情報の管理の現状

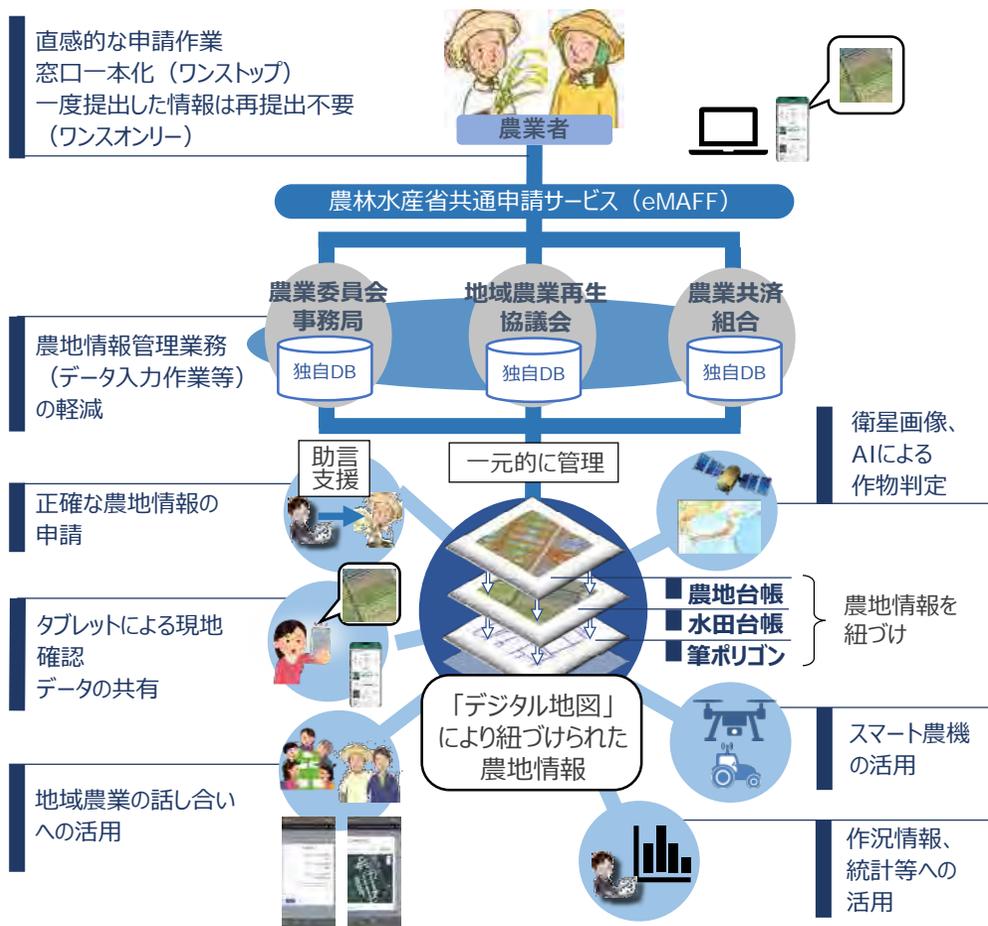
それぞれ紙ベースで個別に提出

- ・農地の所在地
- ・農地の面積
- ・所有者
- ・耕作者...



目指す姿

直感的な申請作業
窓口一本化 (ワンストップ)
一度提出した情報は再提出不要 (ワンズオンリー)



- 情報更新 **2,136時間/年**
- 書類の量 **57,300枚**
(岩手県花巻市経営所得安定対策)
- 現地調査 (経営所得安定対策) 約**23,000筆**
年**2~3回** (佐賀県白石町)
- 現地調査用の紙の地図準備作業 **40時間** (神奈川県厚木市農地利用状況調査)
- 現地調査 (農業共済) 約**40,000筆** (群馬県農業共済組合)

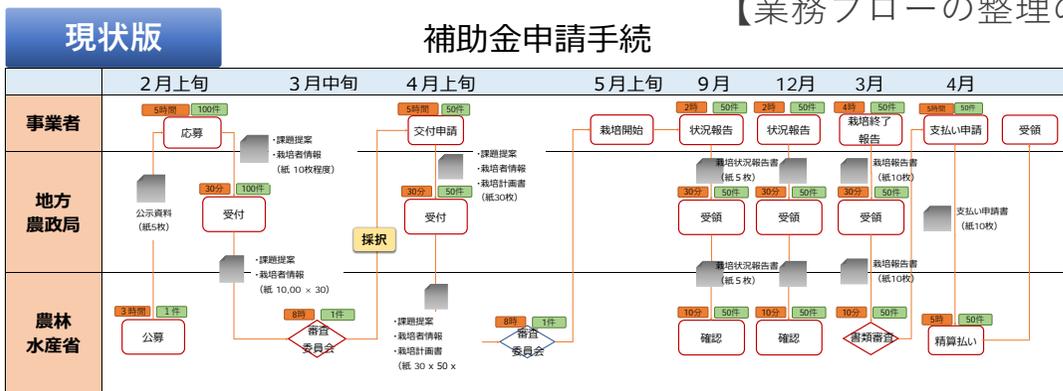
削減される業務量 (試算)

- 申請書類からのデータ入力や書類保管の作業時間 → **ゼロ**
- 現地調査の紙の地図作成や帰庁後の再入力の時間 → **ゼロ**
- 現地調査時の誘導や調査結果の記入に要する時間 → **6割程度削減**

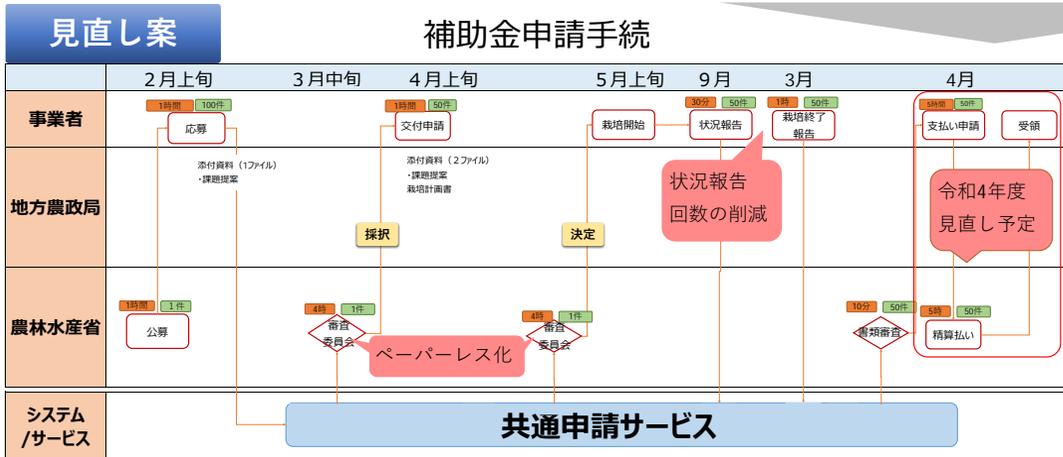
eMAFFの本格運用に向けた業務の見直し

- eMAFFを活用した行政手続の**オンライン化**は、業務のあり方を見直し、**簡素化・効率化を進める絶好の機会**。
- 農林水産省では、本年1月、内閣官房の主導で始まった業務の抜本見直しの取組に合わせ、**事務次官をチーム長とする「業務の抜本見直しチーム」**を立ち上げ。このチームが中心となり、eMAFFの運用開始を前提に、
 - ① 本年3月までに、3,000超の行政手続（法令、補助金・交付金）の**業務フローを整理し、可視化**。併せて、各課1つ以上の重点取組事項を設定し、**見直し案を作成**。
 - ② 重点取組事項の取組を横展開しつつ、**BPRを行ったものから順次オンライン化**。
- RPA、BIツール等の**デジタル技術の活用**も進めつつ、オンライン化後も**不断の見直し**を実施。

【業務フローの整理のイメージ】



紙の利用枚数 : 1,500枚
 総作業時間 : 1,300時間



工数の大幅削減
 添付書類の見直し
 紙の利用枚数 : 0枚
 総作業時間 : 300時間

添付書類や申請パターンの抜本的な見直し例（見直し前）

農林水産省所管の交付金申請手続きにおける添付資料一式の例



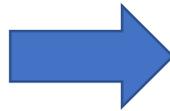
1 事業実施計画書の様式統一及び記載事項の削減

- 都道府県の裁量により定められている **事業実施計画書** について、オンライン申請化に伴い **様式を統一** する。
- **記載事項** については、複数回の記載を避けることや真に審査に必要な事項に絞ることで **削減** する。

【現行】

計画書の記載事項（一部抜粋）

- ①施設種類、対象品目、事業費等
→複数回の記載
- ②推進体制
→地域の関係機関の役割の記載
- ③費用対効果分析
→根拠資料からの転記 等



【簡素化後】

以下のとおり、整理する。

- ① 2回目以降の記載を **削除**
- ②要綱の規定により指導責任を有する地方自治体にとって、既知の情報であるため **削除**
- ③根拠資料によって確認できるため **削除**

2 添付資料の削減

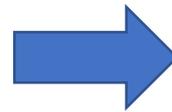
○既提出資料の再提出の不要化（ワンスオンリー）

国や地方自治体が承認する計画の作成が要件となっている場合に、当該計画の提出を不要とする。

【現行】

要件確認のため、根拠資料を提出

- ①グローバル産地計画
（承認者：農林水産省食料産業局）
- ②水田農業高収益化に係る計画
（承認者：農林水産省政策統括官）
- ③人・農地プラン（承認者：市町村） 等



【簡素化後】

承認権限部局が計画作成主体等のリストを作成し、共通申請サービス上でリストとの照合により要件を確認することとし、根拠資料の提出を不要とする。

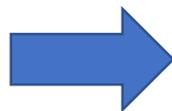
○申請者が保管すべき資料の設定

事業計画の審査における必要性が低く 申請者が保管すればよい資料は、提出を不要とする。

【現行】

事業内容等の確認のため、根拠資料を提出

- ①定款・規約、構造計算書
- ②契約取引に係る資料（契約書、覚書等） 等



【簡素化後】

共通申請サービスの誓約機能を活用して、国、地方自治体の求めに応じて提出することとし、提出を不要とする。

システム開発事業者とのコミュニケーション

- 農林水産行政の広範な業務内容をシステム開発事業者が正しく理解するには、大きな困難が伴った。
 - 週2回程度3～4時間の打合せを行うことでギャップの解消に努力。
- 行政職員側にITスキルに精通している者が少なく、システム開発事業者から説明される技術的専門性の高い内容について、認識のズレが多数発生。
 - 省内での研修・説明会の積極的な実施、総務省が実施している情報システム統一研修への積極的な受講、クラウドベンダーが提供している無料トライアル機能を利用したクラウドサービスの理解に努力。

地方自治体との調整

- 地方自治体の職場端末からeMAFFに接続する際、自治体側で設定作業を行う必要があり、これに関する膨大な問合せが担当職員に発生。また、自治体毎にネットワーク環境が異なり、問合せ内容も千差万別。標準的なQ&Aの有効活用ができず。
 - 接続設定作業専用の問合せメールボックス・コールセンターを設けて対応。各自治体のシステム担当部署に詳細なヒアリングをし、各自治体に対して最適な解決方針を提示。
- 同様なネットワークの設定作業であっても、自治体毎によって作業進捗に大きな差（数日～数ヶ月）。
 - 作業進捗を管理するツールを導入（民間の営業支援ツールを活用）。

行政手続所管部局への理解の浸透

- 部局によっては、当初オンライン化に消極的だったところもある。また、担当職員の中には、オンライン化の前提である業務フローの見える化やBPRに抵抗感を抱く者も。
- どれだけ申請者や地方組織に事務作業の負担をかけているか、オンライン化の統括部局で実態を把握し、担当部局に提示。
- 内閣官房が主導する「業務の抜本見直し」の取組に合わせ、全ての行政手続（3,000超）について、本年3月を期限として、全部局一斉に業務フロー図の作成を指示。
- 事務次官直轄のチーム（デジタル政策推進チーム（DXチーム）、業務の抜本見直しチーム）から指示を出すとともに、折に触れ、次官のコメントを全部局に伝達。

データ項目の標準化/データの紐付け

- 農地に関する台帳は制度毎にバラバラに管理されてきており、共通のIDがなく、地域ごとに整備状況も異なることから、台帳の一元化、紐づけが困難。
- 不動産登記簿の活用の検討や、各地域のケーススタディ等を進めており、農地関係データの一元化を効率的にできるよう引き続き検討を実施。
- 台帳に限らず、制度毎・地域毎・システム毎にデータの管理がなされているため、データ項目の定義・コード体系・表記方法等が散在している状況。
- eMAFFの取組を契機に、各制度毎のコード体系を収集し、省内のコード体系のハーモナイズを進めていく予定。

業務の可視化・BPR

申請者や地方組織の負担を軽減するために、**全ての行政手続の業務フローを可視化**するとともに必要な添付書類を把握する必要。現状を認識し改善に繋げる。

UI/UXの重要性

ITツールに精通していない高齢農業者等にも配慮しながら、申請者の利便性を向上するための**UI/UXや機能装備を常に意識した設計**を実践する必要。

政策と事務の二元論の克服

予算配分をはじめ、**政策と事務**を分割して考えることが多いが、**データ駆動型の政策立案を行うためには表裏一体のものとして推進**する必要。

地方組織との間で利用する通信環境

- 平成27年以降、地方公共団体においては、情報システム・ネットワークを**3つのセグメント（LGWAN、マイナンバー、インターネット）に分離・分割**。地方公共団体は、情報セキュリティへの強い配慮から、閉域性の高いLGWANを好む傾向にあるが、帯域幅等の制約あり。
- 直近のオンライン手続やテレワークなどへの対応について、総務省が本年5月「自治体情報セキュリティ対策の見直しについて」を公表。
- 今後、**インターネット接続系に業務端末・システムを配置した「新たなモデル」が浸透**すれば、農業分野においても質の高い行政サービスが提供できるのではないか。

オンライン結合に係る対応

- データを十分に活用した政策の企画立案には、**地方公共団体に集約されたデータの活用が大変重要**。
- 平成29年5月19日付の「個人情報保護条例の見直し等について」（総行情第33号）において、「行政機関個人情報保護法では、**オンライン結合を禁止しておらず、・・・各地方公共団体において適切に判断**する必要がある。」とされている。
- 一方、多くの地方公共団体の個人情報保護条例では、オンライン結合による個人情報の提供について、原則禁止とした上で、個人情報保護審議会等の意見を聴いた上で、**公益上の必要があると認められる場合などには、認められている**。
- しかしながら、多くの地方公共団体においては、**慎重な運用がなされており、提供を受けることが困難**。
- このままではデータの活用が進まないため、**現在もオンライン結合の条例が見直されていない地方公共団体が散見されることから、デジタル化の意義を深化させるためにも、総務省通知の主旨が改めて各地方公共団体に周知徹底される必要**。

不動産情報の一元的整理（ベースレジストリの整備）

- 「国土全体をカバーし、誰もが利用できる電子データがない」ということが、社会全体の課題。
- 例えば、農業分野においては、農地法に定められた農地台帳の正確な情報を確保するため、固定資産台帳との照合を行うが、**最後は不動産登記簿の正確性に依存**する部分も大きい。正確な農地情報は、農業現場における活用及び行政事務の効率化に大きく貢献。
- 土地の情報は、社会の基幹となる**データベース（＝ベース・レジストリ）の中核となるデータ**であるため、**内閣官房IT総合戦略室や法務省、国土調査にすることが所掌事務としている農林水産省、国土交通省**など関係省庁が一体となって、**データ項目の標準化**とともに整備を進める必要。

マネジメント層の理解

- 若手職員、特に技術系職員にはITの知見を持つものも多い一方で、マネジメント層である課長級以上の幹部職員は、ITリテラシーの高い者が限られる。
- デジタルガバメントを実現する上では、**幹部職員がITに関する知見と行政運営全般での活用方法について一定の見識を持たなければ、Society5.0時代にふさわしい組織マネジメントが困難**となり、行政のデジタルトランスフォーメーションの実現もおぼつかない。
- マネジメント層がITの知見を得られる**教育の機会を設ける**とともに、デジタルに強い**若手職員の声に耳を傾け、時に教えてもらいながら、DXを実現していくために必要な体制の整備や人材の育成・配置、基本コンセプトの確立、具体的なプロジェクトの実施等にリーダーシップを発揮しながら取り組んでいく必要**。